



千葉大学真菌医学研究センター  
バイオリソース管理室長 殿

\_\_\_\_\_年 月 日

1. 私（利用者）は、依頼日における最新版の「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」の各項に同意の上、下記の微生物の分譲を依頼します。
2. 使用目的 \_\_\_\_\_

フリガナ： 依頼者 氏名： 印	請求書宛先： 代金支払者が依頼者と異なる機関の場合のみ 下欄に明記して下さい。
安全管理者（または上司） 氏名： 印	氏名：
所属機関及び部署名	所属機関及び部署名
住所 〒	住所 〒
TEL： (内線 )	TEL： (内線 )
FAX：	FAX：
E-mail：	E-mail：
支払い*： 銀行振込, クレジットカード	

\* 銀行振込の場合は本依頼書の原本を郵送、クレジットの場合は電子媒体をメールで送付してください。お申し込みが海外からの場合はクレジットカード払いのみ受け付けます。

IFM 番号及び微生物名

	IFM 番号	微生物名	本数	L2 確認*
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計本数				
合計金額			¥	

\* オンラインカタログの Biohazard Level に 2 と表示されている場合はチェックを入れてください。

## 生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書

最終改訂:2020年4月1日

第1条 千葉大学真菌医学研究センター(MMRC)は、生物遺伝資源の分譲を受けようとする者(以下「利用者」という。)が、「生物遺伝資源分譲依頼書および同意書(様式第1)」(以下「依頼書」という。)をもって生物遺伝資源の分譲を依頼した場合において、依頼の内容を適当と認めた場合、当該依頼者に対し生物遺伝資源の分譲を行うものとする。

第二項 利用者が、本件の依頼書に記載した利用目的の内容と大幅に異なる課題に利用する場合は、事前に MMRC に相談する。

第2条 利用者は、MMRC から分譲を受けた生物遺伝資源及びその生物遺伝資源を培養、増幅等することにより生じた生物遺伝資源由来の一切の生物遺伝資源(以下、分譲を受けた生物遺伝資源と併せて「リソース等」と総称する。)を、当該生物遺伝資源等の取扱いに熟練した者が、適切な設備及び管理の下において使用することを保証する。

第3条 利用者は、MMRC から分譲を受けたリソース等の取扱いにおいて、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等、微生物及び DNA に関する日本国の法令、ガイドライン、諸規則等を厳守するものとする。  
海外においては、その国の法令、ガイドライン、諸規則等も厳守するものとする。

第4条 MMRC は、本件リソース等及び本件リソース等を利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソース等に付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。

第5条 利用者は、分譲を受けたリソース等及びその複製物を第三者に使用させてはならず、また、これらを第三者へ分譲又は分与してはならないことを異議なく承諾する。

第6条 利用者は、リソース等の提供により当該リソース等に関し MMRC 又は第三者が保有する知的財産権その他一切の権利が依頼者に譲渡されるものでないこと、また、利用者は本同意書に記載された限度でリソース等を利用する権利を除き何らの権利を与えるものでないことを異議無く承諾する。

第7条 利用者は、リソース等が潜在的な危険性を有すること、リソース等の培養、増幅、利用、譲渡、保管その他の行為が第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがあること等を認識し、自らの費用と責任において必要な一切の措置を講じることとする。

第8条 利用者は、本件リソース等を利用した研究結果等を発表する際は、Materials and Methods 等に、MMRC から提供を受けたリソースの IFM 番号を明記し、また、本リソース等が文部科学省/国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)ナショナルバイオリソースプロジェクトを通して、千葉大学真菌医学研究センターから提供されたことを明示しなければならない。

[例文例:○○○(リソース名)XXXXX strain was provided by Medical Mycology Research Center, Chiba University with support in part by National BioResource Project (NBRP), AMED, Japan. (<https://nbrp.jp/>).]

また、利用者はその発表の情報を MMRC へ送付する。また、MMRC は利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に MMRC の求めに対して回答することとする。

- 第9条 利用者は、同意書等に基づいてリソース等を利用して商業的利用を実施した場合(本リソース等を利用して得られた成果を元にして知的財産権に係る出願を行う場合も含む)は、実施後速やかに MMRC へその情報を通知しなければならない。
- 第10条 リソース等の価値を高め、MMRC の貢献を実証するために、MMRC は第 8 条及び第 9 条で得られた情報に基づき、利用者の組織名、商標名等を公開することができる。
- 第11条 利用者は、リソース等の提供を受けるにあたり、依頼書の他、MMRC が指定する書面を別途提出する。
- 第12条 リソース等を依頼者が安全に取扱えるかどうかについて、利用者は、MMRC が必要に応じ、電話等による聴取又は公表されている資料等を調査する必要があることに同意する。
- 第13条 MMRC は、原則として郵便で利用者にリソース等を発送する。本件リソース等の提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で協議し処理する。
- 第14条 利用者は、MMRC からバイオセーフティレベル 2 を必要とする微生物株を受け取った場合、受領後直ちに「BSL2 以上(感染症法特定病原体等以外)の菌株受領書 及び 誓約書」を MMRC に返送するものとする。
- 第15条 MMRC が提供したリソース等に不具合があった場合、MMRC は利用者からリソース等の到着日から 30 日以内に連絡を受ければ、分譲したリソース等に代替するリソース等を利用者に送付する。
- 第16条 利用者は、本件リソース等の提供にあたって発生する経費を負担する。MMRC は、受領した経費について正当な理由がある場合を除き、利用者に返還しない。
- 第17条 利用者は、分譲したリソース等の利用、増幅、譲渡、保管等一切の行為に起因し又はこれに関連して依頼者に何らかの損害が発生した場合においても、MMRC の故意又は重過失に因るものでない限り MMRC が一切の責任を負わないこと、また、MMRC が責任を負う場合においても分譲手数料に相当する金額を限度とすることを異議無く承諾する。
- 第18条 利用者が本同意書に違反した場合、MMRC は、利用者による本件リソース及び MMRC の他のリソースの利用を停止することができる。
- 第19条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。
- 第20条 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上